

令和4年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

なお、令和5年3月31日までの間におけるこの通知による改正後の「災害補償制度の運用について」第18の11の(2)の規定の適用については、第18の11の(2)のアの(ア)及びイの(イ)のa中「1,735万円」とあるのは「1,795万円」と、第18の11の(2)のイの(イ)のa中「1,215万円」とあるのは「1,255万円」と、第18の11の(2)のイの(ウ)のa中「695万円」とあるのは「720万円」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で

囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第11の2 介護補償関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則16—0第28条の3の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下であるときに限る。）<u>75,290円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれ</p>	<p>第11の2 介護補償関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則16—0第28条の3の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下であるときに限る。）<u>73,090円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれ</p>

に準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。）37,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

5～9 （略）

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) （略）

(5) 地域手当 俸給の月額、(1)に

に準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）36,500円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

5～9 （略）

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) （略）

(5) 地域手当 俸給月額、(1)に

による額及び扶養手当の月額
(4)による月額を含む。)の
合計額に給与法第11条の3
第2項第1号の1級地に係る
支給割合((8)において「1級
地支給割合」という。)を乗
じて得た額

(6)・(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の
特別調整額が支給されたもの
とされる者以外の者について
、給与法第19条の規定によ
る勤務1時間当たりの給与額
(俸給の月額に1級地支給割
合を乗じて得た額の地域手当
が支給されているものとする
。)の100分の125に3
5を乗じて得た額(国家公務
員法第81条の5第1項に規
定する短時間勤務の官職を占
める職員(以下「再任用短時
間勤務職員等」という。)、
国家公務員の育児休業等に関
する法律(平成3年法律第1
09号。以下「育児休業法」
という。)第13条第1項に規

による額及び扶養手当の月額((4)による月額を含む。)の合
計額に給与法第11条の3第
2項第1号の1級地に係る支
給割合((8)において「1級地
支給割合」という。)を乗じ
て得た額

(6)・(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の
特別調整額が支給されたもの
とされる者以外の者について
、給与法第19条の規定によ
る勤務1時間当たりの給与額
(俸給月額に1級地支給割合
を乗じて得た額の地域手当が
支給されているものとする。
)の100分の125に2
9を乗じて得た額(国家公務員
法第81条の5第1項に規定
する短時間勤務の官職を占め
る職員(以下「再任用短時間
勤務職員等」という。)、国
家公務員の育児休業等に関す
る法律(平成3年法律第10
9号。以下「育児休業法」と
いう。)第13条第1項に規

規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～6 (略)

7 奨学援護金の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(4) 規則16—3第15条第1

項第1号の人事院が定める公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校に準ずる施設における教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものは、国又は地方公共団体（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する施設（学校教育法（

定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1～6 (略)

7 奨学援護金の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(新設)

昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校を除く。(7)及び(8)において「公共職業能力開発施設等に準ずる施設」という。)において実施される職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための教育等(実施機関が普通職業訓練に準ずるものであると認めるものに限る。)とする。

(5) 規則16-3第16条第3号の人事院が定める職業訓練を受ける者は、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練を受ける者及び職業

(4) 規則16-3第16条第3号の「人事院が定める者」は、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練を受ける者及び職業訓練法施行規

訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による第一類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者とする。

(6) 規則16—3第16条第3号の人事院が定める公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者は、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者とする。

(7) 規則16—3第16条各号に規定する学校、専修学校、公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設の2以上に在学する者等に係る奨学援護金の額は、当該学校、専修学校、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は公共職業能力開発施設等に準ずる施

則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による第一類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者とする。

(新設)

(5) 学校、専修学校、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の2以上に在学又は在校する者等に係る奨学援護金の額は、当該在学する学校若しくは専修学校又は在校する公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校に応ずる規則16—3第16条各号に掲げる額のうちいずれか有利な額とする。

設に係る当該各号に掲げる額のうちいずれか有利な額とする。

(8) 規則 16—3 第 17 条第 4 項の「奨学援護金を支給することが適当でない事情」には、停学又は休学の場合等のほか、学校教育法に定める修業年限（専修学校にあつては、当該専修学校が定める課程ごとの修業年限）、職業能力開発促進法施行規則に定める訓練期間又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設におけるこれらに準ずる期間を超えるに至った場合（特別の事情がある場合を除く。）が該当する。

8～10 （略）

11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) （略）

(2) 規則 16—3 第 19 条の 5 の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族

(6) 規則 16—3 第 17 条第 4 項の「奨学援護金を支給することが適当でない事情」には、停学又は休学の場合等のほか、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める修業年限（専修学校にあつては、当該専修学校が定める課程ごとの修業年限）又は職業能力開発促進法施行規則に定める訓練期間を超えるに至った場合（特別の事情がある場合を除く。）が該当する。

8～10 （略）

11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) （略）

(2) 規則 16—3 第 19 条の 5 の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族

特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあっては、当該額をその人数で除して得た額)とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 公務上の死亡の場合

1, 735万円

(イ) (略)

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合

1, 735万円

特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあっては、当該額をその人数で除して得た額)とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 公務上の死亡の場合

1, 860万円

(イ) (略)

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合

1, 860万円

b (略)

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合
1, 215万円

b (略)

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合
695万円

b (略)

b (略)

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合
1, 302万円

b (略)

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 公務上の死亡の場合
744万円

b (略)

12～16 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略)
	本府の内部部局の局 (官房を含む。) 政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
(略)	(略)
総務省	内部部局の局 (官房を含む。) 政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
	サイバーセキュリティ統括官又は当該職のつかさどる

12～16 (略)

別表第2 補償事務主任者を置く組織区分 (国の機関)

実施機関	組織区分
内閣府	(略)
	本府の内部部局の局 (官房を含む。)
(略)	(略)
総務省	内部部局の局 (官房を含む。)

	職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
外務省	内部部局の局（官房を含む。） 国際情報統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織 (略)	外務省	内部部局の局（官房を含む。） (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
厚生労働省	内部部局の局（官房を含む。） 人材開発統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	厚生労働省	内部部局の局（官房を含む。）

	<p>政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織</p> <p>(略)</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)
環境省	<p>内部部局の局（官房を含む。）</p> <p>総合環境政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織</p> <p>(略)</p>	環境省	<p>内部部局の局（官房を含む。）</p> <p>(略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

以 上